

「消防法施行規則の一部を改正する省令(案)」の概要

1 改正理由

- 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第4条の2の4第5項第2号、第31条の6第8項第2号及び第51条の12第4項第2号において、防火対象物点検資格者、消防設備点検資格者及び防災管理点検資格者は、禁錮以上の刑に処せられたときは、その資格を失うものとされている。
- 今般、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「改正法」という。）により、刑法（明治40年法律第45号）の一部が改正され、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑を創設することとされたことから、規則の規定の整理を行う必要がある。

2 改正内容

- 規則第4条の2の4第5項第2号、第31条の6第8項第2号及び第51条の12第4項第2号について、「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
 - ※ なお、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号。以下「整理等法」という。）により、懲役又は禁錮に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、経過措置で拘禁刑に処せられた者とみなすこととされている。

3 施行期日

令和7年6月1日（改正法及び整理等法の施行日）

4 パブリックコメント

不要

【理由】 今回の改正は、刑法の改正により「拘禁刑」が創設されたことに伴い、規定を整理するものであることから、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第8号（他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理）に該当するため。

5 備考

- 整理等法により、消防法（昭和23年法律第186号）上の懲役又は禁錮に関する規定（第38条～第43条）は、改正の措置がなされている。

参照条文

◆消防法（昭和二十三年法律第八十六号）（抄）

第八条の二の二 第八条第一項の防火対象物のうち火災の予防上必要があるものとして政令で定めるものの管理について権原を有する者は、総務省令で定めるところにより、定期に、防火対象物における火災の予防に関する専門的知識を有する者で総務省令で定める資格を有するもの（次項、次条第一項及び第三十六条第四項において「防火対象物点検資格者」という。）に、当該防火対象物における防火管理上必要な業務、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の設置及び維持その他火災の予防上必要な事項（次項、次条第一項及び第三十六条第四項において「点検対象事項」という。）がこの法律又はこの法律に基づく命令に規定する事項に関し総務省令で定める基準（次項、次条第一項及び第三十六条第四項において「点検基準」という。）に適合しているかどうかを点検させ、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。ただし、第十七条の三の三の規定による点検及び報告の対象となる事項については、この限りでない。

第十七条の三の三 第十七条第一項の防火対象物（政令で定めるものを除く。）の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等（第八条の二の二第一項の防火対象物にあつては、消防用設備等又は特殊消防用設備等の機能）について、総務省令で定めるところにより、定期に、当該防火対象物のうち政令で定めるものにあつては消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検させ、その他のものにあつては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。

第三十六条 第八条から第八条の二の三までの規定は、火災以外の災害で政令で定めるものによる被害の軽減のため特に必要がある建築物その他の工作物として政令で定めるものについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八条第一項	政令で定める資格	火災その他の災害の被害の軽減に関する知識を有する者で政令で定める資格
	(略)	(略)
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
第八条の二の二第一項	火災の予防に	火災以外の災害で政令で定めるものによる被害の軽減に
	防火対象物点検資格者	<u>防災管理点検資格者</u>
	防火管理上	防災管理上
	、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の設置及び維持その他火災の予防上	その他火災以外の災害で政令で定めるものによる被害の軽減のために
(略)	(略)	(略)

◆消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）（抄）

（防火対象物の点検及び報告）

第四条の二の四

- 5 防火対象物点検資格者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失うものとする。
二 禁錮以上の刑に処せられたとき。

（消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告）

第三十一条の六

- 8 消防設備点検資格者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失うものとする。
二 禁錮以上の刑に処せられたとき。

（防災管理点検及び報告）

第五十一条の十二

- 4 防災管理点検資格者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失うものとする。
二 禁錮以上の刑に処せられたとき。

◆刑法（明治四十年法律第四十五号）（抄）

（刑の種類）

第九条 死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留及び科料を主刑とし、没収を付加刑とする。

◆刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）（抄）【令和七年六月一日施行】

（刑法の一部改正）

第二条 刑法（明治四十年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第九条中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（消防法の一部改正）

第一百五十一条 消防法（昭和三十二年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第三十八条から第三十九条の二の二までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三十九条の三中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十九条の三の二、第四十条第一項及び第二項並びに第四十一条から第四十三条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

◆刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）（抄）

【令和七年六月一日施行】

（人の資格に関する経過措置）

第四百四十三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。